

## 議案第58号

### 鳥取県港湾管理条例の一部改正について

次のとおり鳥取県港湾管理条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成30年2月22日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

(用語の定義)

第2条 略

2 この条例において、「特定施設」とは、鳥取港の知事が別に定める区域内の港湾施設（以下「ポートパーク」という。）のうち、  
栈橋及び陸上保管施設をいう。

(禁止行為)

第2条の3 略

(指定管理者による管理)

第2条の4 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、ポートパークに係る次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 特定施設の利用の許可に関する業務
- (2) ポートパークの施設設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ポートパークの管理に関する業務のうち、知事のみ  
の権限に属する事務を除く業務

(用語の定義)

第2条 略

(禁止行為)

第2条の3 略

(指定管理者の管理の期間)

第2条の5 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開場時間及び休場日)

第2条の6 ボートパークの開場時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 ボートパークの休場日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

3 前2項の規定にかかわらず、知事から指示があった場合その他規則で定める場合には、指定管理者は、第1項の開場時間及び前項の休場日を臨時に変更することができる。

(使用等の許可)

第3条 港湾施設の使用（ボートパークの利用を除く。以下同

(使用等の許可)

第3条 港湾施設を使用しようとする者は、知事の許可を受けな

じ。)をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、航路、泊地及び道路を通常使用する場合（制限区域を使用する場合を除く。）は、この限りでない。

2 知事は、前項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないことができる。

(1)～(8) 略

3 知事は、第1項の許可の申請があった場合において、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の許可をしないことができる。

(1) 第9条第1項又は第10条の3の規定により第1項、次項又は第6項の許可を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者

(2) 略

4 略

5 知事は、第1項及び前項の許可をする場合において、公益上必要があるときは、その許可に条件を付することができる。

6 特定施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするとき

なければならない。ただし、航路、泊地及び道路を通常使用する場合（制限区域を使用する場合を除く。）は、この限りでない。

2 知事は、前項の規定に基づく許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないことができる。

(1)～(8) 略

3 知事は、第1項の規定に基づく許可の申請があった場合において、当該申請をした者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の許可をしないことができる。

(1) 第9条第1項の規定により第1項又は次項の許可を取り消され、その取消の日から起算して1年を経過しない者

(2) 略

4 略

5 知事は、第1項及び前項の場合において、公益上必要があるときは、条件をつけることができる。

も同様とする。

7 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。

（1） 第2項第1号から第4号まで、第6号又は第7号のいずれかに該当すると認められるとき。

（2） 前号に掲げる場合のほか、ポートパークの管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。

8 指定管理者は、特定施設を利用しようとする者が第3項各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、利用許可をしてはならない。

9 指定管理者は、ポートパークの管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

（使用期間等）

第4条 港湾施設の使用に係る期間、特定施設の利用に係る期間及び前条第1項の許可を受けた行為を行うことができる期間は、1年以内（港湾施設用地に工作物を設置する場合にあっては、5年以内）とする。ただし、期間の更新を妨げない。

（使用期間等）

第4条 港湾施設の使用期間及び前条第1項の許可を受けた行為を行うことができる期間は、1年以内（港湾施設用地に工作物を設置する場合にあっては、5年以内）とする。ただし、期間の更新を妨げない。

(使用料等)

第5条 略

2・3 略

4 特定施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

5 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。

6 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

7 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

(目的外使用又は原状変更の禁止)

第6条 使用者等（使用者及び利用者（利用許可を受けた者をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、許可を受けた港湾施設を使用目的以外の用途に供し、又は原状を変更してはなら

(使用料)

第5条 略

2・3 略

(目的外使用又は原状変更の禁止)

第6条 使用者は、許可を受けた港湾施設を使用目的以外の用途に供し、又は原状を変更してはならない。

ない。

(譲渡又は転貸等の禁止)

第7条 使用者等は、港湾施設を使用する権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又はその施設を転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項若しくは第4項又は第3条の2第1項の許可を取り消し、制限し、又は原状の回復を命ずることができる。

(1) 第3条第4項、第3条の2第1項又は前3条の規定に違反したとき。

(2)～(5) 略

2 略

(公益上の必要による許可の取消し等)

第10条 略

2 知事は、港湾修築事業その他の港湾の工事の施行又は港湾の維持管理のため、特に必要があると認めるときは、指定管理者

(譲渡又は転貸等の禁止)

第7条 使用者は、港湾施設を使用する権利を譲渡し、若しくは担保に供し、又はその施設を転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項若しくは第4項又は第3条の2第1項の許可を取消しし、制限し、又は原状の回復を命ずることができる。

(1) 第3条第4項、第3条の2第1項又は第6条から第8条までの規定に違反したとき。

(2)～(5) 略

2 略

(公益上の必要による許可の取消し等)

第10条 略

に対し、利用許可を取り消し、又は利用者に対して必要な措置を命ずるよう指示することができる。

3 指定管理者は、前項の指示を受けたときは、当該指示に従って利用許可を取り消し、又は利用者に対して必要な措置を命じなければならない。

4 第1項又は前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、県は、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(措置命令)

第10条の2 指定管理者は、前条第3項に定める場合のほか、ボートパークの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、利用者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(利用許可の取消し)

第10条の3 指定管理者は、第10条第3項に定める場合のほか、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、県は、通常生ずべき損失を補償するものとする。



定に基づく処分に違反したとき。

(2) 第10条第3項又は前条の命令に従わないとき。

(3) 利用許可を受けた特定施設を利用の目的以外の目的に利用し、又はそのおそれのあるとき。

(4) 第3条第9項の規定による利用許可の条件に違反したとき。

(5) 偽りその他不正の手段により利用許可を受けたとき。

(6) 指定管理者が指定した期日までに利用料金を納付しないとき。

(7) 偽りその他不正の手段により利用料金の徴収を免れたとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、ボートパークの管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

(原状回復の義務)

第11条 使用者等は、港湾施設の使用若しくは特定施設の利用を終了したとき又は第9条、第10条若しくは前条の規定により使用の許可若しくは利用許可を取り消されたときは、自己の負担においてその港湾施設を原状に回復しなければならない。ただ

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、港湾施設の使用を終了したとき又は前2条の規定により使用の許可を取り消されたときは、自己の負担においてその港湾施設を原状に回復しなければならない。ただし、知事が特別の事由があると認めたときは、この限りでない。

し、知事（特定施設にあっては、指定管理者。以下この条において同じ。）が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 使用者等は、前項の規定により港湾施設を原状に回復したときは、その旨を知事に届け出て、知事の検査を受けなければならない。

（監督処分）

第11条の2 略

2 略

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可を受けないでする行為の中止、既に設置した設備の除却その他必要な措置を命ずることができる。

（1）第3条第1項の許可を受けないで、港湾施設の使用をした者

（2）・（3）略

（4）次項又は第5項の命令に従わない者

4 指定管理者は、ボートパークにおいて禁止行為をしようとする者又は禁止行為をした者に対し、ボートパークの利用を拒み、

2 使用者は、前項の規定により港湾施設を原状に回復したときは、その旨を知事に届け出て、知事の検査を受けなければならない。

（監督処分）

第11条の2 略

2 略

3 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、許可を受けないでする行為の中止、既に設置した設備の除却その他必要な措置を命ずることができる。

（1）第3条第1項の許可を受けないで、港湾施設を使用した者

（2）・（3）略

又は当該禁止行為の中止、ボートパークからの退去その他必要な措置を命ずることができる。

5 指定管理者は、利用許可を受けないで特定施設を利用した者に対し、当該利用の中止その他必要な措置を命ずることができる。

(占用料及び土砂採取料)

第12条 略

2 別表第2の1の区分の欄に掲げる港湾施設を占用する物件(以下「占用物件」という。)の所在地が地方自治法第7条第1項に規定する市町村の廃置分合により町村の区域から市の区域に変更された場合においては、前項の規定にかかわらず、当該変更が生じた日から当該占用物件に係る許可の期限が到来する日までの間における当該占用物件の占用料は、同表の町村の区域の欄に掲げる金額により算定し、徴収するものとする。

3～5 略

(権限の委任)

(占用料及び土砂採取料)

第12条 略

2 別表第2の1の区分の欄に掲げる港湾施設を占用する物件(以下「占用物件」という。)の所在地が地方自治法(昭和22年法律第67号)第7条第1項に規定する市町村の廃置分合により町村の区域から市の区域に変更された場合においては、前項の規定にかかわらず、当該変更が生じた日から当該占用物件に係る許可の期限が到来する日までの間における当該占用物件の占用料は、同表の町村の区域の欄に掲げる金額により算定し、徴収するものとする。

3～5 略

(権限の委任)

第16条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第5条関係)

1 港湾施設用地以外の港湾施設

港湾施設の種 類	区 分	使 用 料	
		単 位	金 額
岸壁及 び物揚 場	略		
	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合	略 1隻につき 1年	82,000円

第16条 この条例に規定する知事の権限に属する事務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第153条の規定に基づき、別に定めるところにより、知事の権限に属する事務を処理するための組織を構成する機関の長に委任する。

(規則への委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

別表第1 (第5条関係)

1 港湾施設用地以外の港湾施設

港湾施設の種 類	区 分	使 用 料	
		単 位	金 額
岸壁及 び物揚 場	略		
	鳥取港の商港区内の7号岸壁及び物揚場を使用する場合	略 1隻につき 1年	82,000円
ボート パーク	鳥取港のマリーナ港区に隣接する	長さが8メートル未満の係留施	1区画につき1月 6,500円

棧橋以外の 棧橋を使用 する場合	設を使用す る場合	1区画につ き1年	65,000円
	長さ8 メートル以 上の係留施 設を使用す る場合	1区画につ き1月	8,200円
		1区画につ き1年	82,000円
鳥取港のマ リーナ港区 に隣接する 棧橋を使用 する場合	長さ6 メートル未 満の係留施 設を使用す る場合	1区画につ き1月	7,400円
		1区画につ き1年	74,000円
	長さ6 メートル以 上8メート ル未満の係 留施設を使 用する場合	1区画につ き1月	9,900円
1区画につ き1年		99,000円	
鳥取港のマ リーナ港区 内の陸上保 管施設を使 用する場合	長さ6 メートル未 満の船舶用 の陸上保管 施設を使用 する場合	1区画につ き1月	3,700円
		1区画につ き1年	37,000円

--	--	--	--

略

2 略

備考 略

長さが6メートル以上8メートル未満の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき1月	5,000円
	1区画につき1年	50,000円
長さが8メートル以上の船舶用の陸上保管施設を使用する場合	1区画につき1月	6,300円
	1区画につき1年	63,000円

略

2 略

備考 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県港湾管理条例（以下「新条例」という。）第2条の4の規定による指定及び新条例第2条の6第1項若しくは第2項又は第5条第5項若しくは第7項の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他新条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に改正前の鳥取県港湾管理条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。